

(別紙)

平成23年12月21日(水) 裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	福岡県 大牟田市市長	大牟田市在住 76歳の女性	平19.11.26	障害補償費の支給	<b>棄却</b> 被認定者の慢性気管支炎の症状及び管理区分は3級相当と言えるが、心肺機能は3級の基準を満たしておらず、総合判断も「不変」とみることが相当である。さらに、請求人の病状は前回の認定更新時に比べ、変化していない。以上、総合的に判断すると3級に該当すると認めることには無理があると判断せざるを得ない。よって、原処分は相当であり、これを取り消す理由はない。	被認定者は、昭和10年生まれ。昭和50年、慢性気管支炎で大牟田市市長から3級に認定。その後級外。	平19.4.4	①平19.6.25 ②平19.8.13 ③平19.10.26

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】 □

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人 環境再生保全 機構	三重県亀山市 在住 77歳の女性	平21.4.11	肺がん 特別遺族弔慰金及び 特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 当審査会の画像診断の結果、胸膜プラーク及び肺線維化所見は認められないことから石綿起因性の肺がんとは認められず、また、石綿小体の量によっても、石綿起因性を認めることができなかった。したがって、処分庁が行った原処分は妥当である。	審査請求人は、施行前死亡者(昭和7年生)の妻。 施行前死亡者は製茶業に従事し、約40年間断熱目的で石綿を加工して使用。	平19.4.7	平21.2.9
2	独立行政法人 環境再生保全 機構	神戸市在住 75歳の女性	平21.12.5	中皮腫 未支給の医療費及び 療養手当の支給	<b>棄却</b> 認定申請者に係る未支給の医療費及び療養手当について、処分庁が行った算定方法及び算定は、請求人側が提出した受診等証明書に基づき適正に行われており、その合計額が既に支給されている救済給付調整金の額を超えていないことから、不支給と決定したことには、相当の理由があると認められる。	認定申請者は、審査請求人の夫(昭和4年生)。 認定申請者は、認定審査請求後の平成18年5月に死亡したので、妻がその地位を承継。	平21.7.10	平21.10.23